

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的として事務を行う。以下の事務について特定個人情報ファイルを作成する。</p> <p>①自立支援給付の支給に関する事務 I. 障害福祉サービス等(障がい福祉課) II. 自立支援医療給付 a 育成医療(こども支援課) 18歳未満の児童で、障がいの除去又は軽減が認められるものに対して医療費や補装具を支給する。 b 更生医療(障がい者福祉相談所) 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、障がいの除去又は軽減が認められる医療に対して医療費を支給する。 c 精神通院(こころの健康センター) 精神疾患による通院医療費を支給する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自立支援医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 III. 補装具費支給(障がい者福祉相談所) 身体の障がいを補い、身体に装着して日常生活等に用いる補装具の購入や修理に必要な費用を支給する。</p> <p>②地域生活支援事業の実施に関する事務 I. 日常生活用具給付等事業(障がい福祉課) 在宅の重度身体障がい者の日常生活を容易にし、便宜を図るための用具を給付する。 II. 日中一時支援A型事業(障がい福祉課) 日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等が必要な障がい者及び障がい児の保護を行う。 III. 移動支援事業(障がい福祉課) 屋外での移動に困難のある障がい者に外出の支援を行う。 IV. 訪問入浴サービス(障がい福祉課) 入浴が困難な障がい者及び障がい児に、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。 V. 自動車改造費助成(障がい福祉課) 障がい者が自ら運転する自動車の改造費を助成する。 VI. 自動車運転免許取得費助成(障がい福祉課) 障がい者の運転免許の取得費を助成する。</p>
③システムの名称	①総合相談システム ②更生医療給付システム ③精神通院医療システム ④子育て医療給付システム ⑤障がい者福祉システム ⑥障がい者自立支援システム ⑦庁内連携システム ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー ⑩Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付ファイル 地域生活支援事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の11項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、161項、第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条、第163条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の144項、145項、146項、第146条、第147条、第148条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 子ども局子ども育成部子ども支援課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター
②所属長の役職名	障がい福祉課長 子ども支援課長 障がい者福祉相談所長 こころの健康センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2519 熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-362-6500 熊本市子ども局子ども育成部子ども支援課 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町2階 熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 1②	①自立支援給付の支給に関する事務(略) II. 自立支援医療給付 a 育成医療(子ども支援課)	①自立支援給付の支給に関する事務(略) II. 自立支援医療給付 a 育成医療(健康づくり推進課)	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5①	健康福祉子ども局障がい保健福祉課 健康福祉子ども局子ども支援課 健康福祉子ども局障がい者福祉相談所 健康福祉子ども局こころの健康センター	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5②	障がい保健福祉課長 山崎 広信 子ども支援課長 江 幸博 障がい者福祉相談所長 友枝 篤宣 こころの健康センター所長 田上 こずえ	障がい保健福祉課長 神永 修一 健康づくり推進課 今村 利清 障がい者福祉相談所長 友枝 篤宣 こころの健康センター所長 小仲 靖江	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 7	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 8	熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519 熊本市健康福祉子ども局障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-362-6500 熊本市健康福祉子ども局子ども支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2158 熊本市健康福祉子ども局こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519 熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番50号 096-362-6500 熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2145 熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	II 1	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点		
平成30年3月26日	II 2	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点		
平成30年5月31日	I 1②	①自立支援給付の支給に関する事務(略) II. 自立支援医療給付 a 育成医療(健康づくり推進課)	①自立支援給付の支給に関する事務(略) II. 自立支援医療給付 a 育成医療(子ども政策課)	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年5月31日	I 5①	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 健康福祉局子ども未来部子ども政策課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年5月31日	I 5②	障がい保健福祉課長 神永 修一 健康づくり推進課 今村 利清 障がい者福祉相談所長 友枝 篤宣 こころの健康センター所長 小仲 靖江	障がい保健福祉課長 友枝 篤宣 子ども政策課長 池田 賀一 障がい者福祉相談所長 津留 一郎 こころの健康センター所長 松倉 裕二	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年5月31日	I 8	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519 熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番50号 096-362-6500 熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2145 熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519 熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番50号 096-362-6500 熊本市健康福祉局子ども未来部子ども政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2156 熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年5月31日	II 1	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点		
平成30年5月31日	II 2	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点		
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	障がい保健福祉課長 友枝 篤信 健康づくり推進課 池田 賀一 障がい者福祉相談所長 津留 一郎 こころの健康センター所長 松倉 裕二	障がい保健福祉課長 子ども政策課 障がい者福祉相談所長 こころの健康センター所長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和3年12月28日	II 1	平成30年5月31日時点	令和3年12月28日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	II 2	平成30年5月31日時点	令和3年12月28日時点	事後	
令和4年2月1日	I-4-②	第19条7号	第19条8号	事後	
令和5年3月7日	II 1	令和3年12月28日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年3月7日	II 2	令和3年12月28日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年7月1日	I 1②	<p>①自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>I. 障害福祉サービス等(障がい保健福祉課)</p> <p>II. 自立支援医療給付</p> <p>a 育成医療(子ども政策課)</p> <p>【略】</p> <p>b 更生医療(障がい者福祉相談所)</p> <p>【略】</p> <p>c 精神通院(こころの健康センター)</p> <p>精神疾患による通院医療費を支給する。</p> <p>III.. 補装具費支給(障がい者福祉相談所)</p> <p>【略】</p> <p>②地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>I. 日常生活用具給付等事業(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>II. 日中一時支援A型事業(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>III. 移動支援事業(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>IV. 訪問入浴サービス(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>V. 自動車改造費助成(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>VI.. 自動車運転免許取得費助成(障がい保健福祉課)</p> <p>【略】</p>	<p>①自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>I. 障害福祉サービス等(障がい福祉課)</p> <p>II. 自立支援医療給付</p> <p>a 育成医療(子ども支援課)</p> <p>【略】</p> <p>b 更生医療(障がい者福祉相談所)</p> <p>【略】</p> <p>c 精神通院(こころの健康センター)</p> <p>精神疾患による通院医療費を支給する。</p> <p>III.. 補装具費支給(障がい者福祉相談所)</p> <p>【略】</p> <p>②地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>I. 日常生活用具給付等事業(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>II. 日中一時支援A型事業(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>III. 移動支援事業(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>IV. 訪問入浴サービス(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>V. 自動車改造費助成(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p> <p>VI.. 自動車運転免許取得費助成(障がい福祉課)</p> <p>【略】</p>	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	I 5①	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 健康福祉局子ども未来子ども政策課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 健康福祉局子ども育成部子ども支援課 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	I 5②	障がい保健福祉課長 子ども政策課長 障がい者福祉相談所長 こころの健康センター所長	障がい福祉課長 子ども支援課長 障がい者福祉相談所長 こころの健康センター所長	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	I 8	<p>熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519</p> <p>熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-362-6500</p> <p>熊本市健康福祉局子ども未来子ども政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2156</p> <p>熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171</p>	<p>熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2519</p> <p>熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-362-6500</p> <p>熊本市健康福祉局子ども育成部子ども支援課 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町2階</p> <p>熊本市健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171</p>	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	II 1	令和5年1月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2	令和5年1月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月26日	I 1②	<p>①自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>I. 障害福祉サービス等(障がい福祉課)</p> <p>II. 自立支援医療給付</p> <p>a 育成医療(こども支援課)</p> <p>18歳未満の児童で、障がいの除去又は軽減が認められるものに対して医療費や補装具を支給する。</p> <p>b 更生医療(障がい者福祉相談所)</p> <p>18歳以上の身体障害者手帳所持者で、障がいの除去又は軽減が認められる医療に対して医療費を支給する。</p> <p>c 精神通院(こころの健康センター)</p> <p>精神疾患による通院医療費を支給する。</p> <p>III.. 補装具費支給(障がい者福祉相談所)</p> <p>身体障がいを補い、身体に装着して日常生活等に用いる補装具の購入や修理に必要な費用を支給する。</p>	<p>①自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>I. 障害福祉サービス等(障がい福祉課)</p> <p>II. 自立支援医療給付</p> <p>a 育成医療(こども支援課)</p> <p>18歳未満の児童で、障がいの除去又は軽減が認められるものに対して医療費や補装具を支給する。</p> <p>b 更生医療(障がい者福祉相談所)</p> <p>18歳以上の身体障害者手帳所持者で、障がいの除去又は軽減が認められる医療に対して医療費を支給する。</p> <p>c 精神通院(こころの健康センター)</p> <p>精神疾患による通院医療費を支給する。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自立支援医療費助成事務></p> <p>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p> <p>III.. 補装具費支給(障がい者福祉相談所)</p> <p>身体障がいを補い、身体に装着して日常生活等に用いる補装具の購入や修理に必要な費用を支給する。</p>	事前	
令和5年10月26日	I 1③	<p>①総合相談システム ②更生医療給付システム ③精神通院医療システム ④子育て医療給付システム⑤障がい者福祉システム ⑥障がい者自立支援システム ⑦庁内連携システム⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー</p>	<p>①総合相談システム ②更生医療給付システム ③精神通院医療システム ④子育て医療給付システム⑤障がい者福祉システム ⑥障がい者自立支援システム ⑦庁内連携システム⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー ⑩Public Medical Hub(PMH)</p>	事前	
令和6年6月20日	I 5①	健康福祉局こども育成部こども支援課	こども局こども育成部こども支援課	事後	
令和6年6月20日	I 8	熊本市健康福祉局こども育成部こども支援課	熊本市こども局こども育成部こども支援課	事後	
令和6年6月20日	II 1	令和5年7月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和6年6月20日	II 2	令和5年7月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和6年9月5日	I 3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項及び別表第一の84項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第9条第1項及び別表の117項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条</p>		
令和6年9月5日	I 4②	<p>(情報提供)</p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>(情報照会)</p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第二の108、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第55条</p>	<p>(情報提供)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の111項、15項、20項、37項、42項、75項、80項、125項、144項、155項、161項、第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条、第163条</p> <p>(情報照会)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の144項、145項、146項、第146条、第147条、第148条</p>		